

## 令和3年度 第2回 広島市いじめ問題対策連絡協議会会議要旨

### 1 開催日時

令和3年11月25日（木）18時30分～20時15分

### 2 開催場所

広島市役所14階 第7会議室

### 3 出席者

#### (1) 構成機関出席者【◎会長・○副会長】

機関名	役職名	備考
広島市小学校長会	会長（広島市立川内小学校長）	
広島市公立中学校長会 ◎	会長（広島市立城南中学校長）	
広島市立高等学校長会	会長（広島市立広島商業高等学校長）	
広島市児童相談所	相談課長	
広島法務局	人権擁護部第二課長	
広島県警察本部	生活安全部少年対策課 統括少年育成官	
広島県臨床心理士会	会長	
広島弁護士会 ○	子どもの権利委員会委員	
広島市PTA協議会	専務理事	
広島市医師会	常任理事	
広島県社会福祉士会	子ども家庭支援委員会委員	
広島人権擁護委員協議会	人権擁護委員	
広島市教育委員会	いじめ対策推進担当課長	

#### (2) 事務局（広島市教育委員会）

生徒指導課職員、育成課職員

### 4 議題等（公開・非公開の別）全て公開

- (1) 令和2年度不登校・いじめ・暴力行為の状況について【資料2】
- (2) 事例検討（関係機関の連携の在り方）【資料3】

### 5 傍聴人の人数

1人

### 6 会議資料

- (1) 出席者名簿、配席図、実施要項

- (2) 資料 1～3
- (3) 基礎資料 A（設置要綱）、B（公開要領）、C（傍聴要領）

## 7 会議の要旨

### (1) 令和 2 年度不登校・いじめ・暴力行為の状況について【資料 2】

教委が資料 2 を説明し、次の質疑があった。【○構成員 ●教委】

- いじめの定義の広さから考えると、けんかによる暴力行為なども含まれ、何件にもなりそうだが、どのような基準でカウントしているのか。
- 被害者単位なので、1 人について 1 件。何回あっても 1 件
  
- 全国的傾向として、不登校の子がコロナの分散登校で登校できるようになったが、通常体制に戻ると、また登校できなくなった、という話を聞いたことがある。  
起立性調節障害が不登校に影響している事案が多い気がする。岡山県がガイドラインを出しているので活用してみてもどうか。
  
- 学校には来れるが教室には入れない子向けに「ふれあいひろば」を設置しているが、今年度は指定校なので終日開室している。午前は来れないが午後は来れる子が部活まで参加できた事案を聞いている。
  
- 「ふれあいひろば」、フリースクールは出席扱いになるか。
- 「ふれあいひろば」は出席扱い。給食だけ食べて帰る場合も同様  
フリースクールは、活動内容を踏まえ、校長が認めた場合に出席扱い。
  
- いじめの認知件数は減っているが、PTA の実施したアンケートでは、体調・心の不調を訴える子が多かったのが気になる。
  
- いじめの認知件数は減っているが、SNS のいじめは増えているのか。
- 増えている旨の新聞報道がある。
  
- コロナ禍で、令和 2 年度は話し合いなどの協同学習がほとんどできなかった。
  
- 教育相談・支援主任はいつから配置しているか。専任化等による配慮はあるのか。子どもからの相談で名前が出ることはなく影が薄いように感じる。
- 平成 31 年度から、全校配置。多くが兼務で専任化はできていない。教育相談を総括する役割で、具体的に教育相談を行っているのは、担任など各教員である。
  
- いじめには学校の内外のものがあり、保護者として協力していきたいが、保護者の参画を促すようなデータや関わりに関する情報が欲しい。

### (2) 事例検討（関係機関の連携の在り方）【資料 3】

教委が、資料 3 を説明し、次の質疑があった。【○構成員 ●教委】

- この事案は、学校で完結する問題ではない。学校は声紋分析などできないのだから調査能力としても対応能力を超えている。関係機関連携は必須だと思う。  
A君はその場に居ただけだから、ケンカを止めるべきで、私はそのように教えられ、育った。A父の主張は通らないと思った。  
この事案のように、実際に困難事案で対応に苦慮する場合は、本協議会に折角専門家が集まっているのだから、この協議会で具体的に意見を聞いてみればよいと思う。
- 学校は、保護者との関係を特に重視しており、それが連携に対して消極的にさせている場面はある。この事案のように連携が必須な事案については、躊躇しないよう具体的に助言している。
- 警察としては、まずは事案を精査しないと動けない。あったことをしっかり教えてもらいたい。  
連携の際は、「事件化してほしい」など、どのような意図で連携するか明確にしてほしい。「警察沙汰」などというが、警察＝事件化ではなく、他機関連携の一つである。
- 学校だけで抱えようとうまくいかない事案。いきなり警察署に相談するのに抵抗があれば、教育委員会の建物内にある「少年サポートセンターひろしま」に事前相談することも考えられる。
- 本事案は、SNSのいじめ、複数校の関わりがあり、また証言を絶対に秘してほしいという生徒がいるなど調査が難しい。スクールロイヤーなどを活用し、事前に調査計画（目的・情報の活用範囲等）を綿密に立て、関係保護者らに説明した上で、当該計画に沿って実施する必要がある。  
A君の否認の取扱いが難しい。認定してもいいぐらいの情報があるが、新たな第三者が居た可能性も捨てきれないので、無理のない範囲での事実認定を前提に指導するのが無難だと思う。学校は任意調査しかできないので。  
何はともあれ、事実認定を、丁寧に、可能な限り、行うことが大切である。
- 被害側のY君が、実際、何を望んでいるのか、それに寄り添った対応になっているのか、担任の対応は騒ぎ過ぎではないか、などが気になった。Y君には被害感情があるのだろうか。
- 他都市の重大事態事案で認められる要素を盛り込んである。Y君にかかっているストレスは客観的に相当程度あるとして検討いただきたい。
- スポーツクラブの関係者が「適切に」仲立ちしてくれると、解決が早まる気がする。
- 学校外で生じたトラブルについて、保護者が学校に対応を求めてくる事案が増えている。学校内のことなら情報があるが、学校外では難しい。  
時間はかかるが、丁寧な聞き取りをするしかない。複数の子どもから同時に聞き取るのが早いですが、丁寧に個別聞き取りをした方が良い結果になることが多い。  
保護者からいろいろな要求が出てくると、学校は「要求対応」と「子どもへの指導」の両方に追われることになる。学校として「子どもに向き合う」ことがまずは1番であり、これがぶれないよう対応する必要がある。